

野田市告示第45号

野田市印鑑条例施行規則（昭和52年野田市規則第31号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和5年4月1日から施行する。

- ・印鑑の登録に関する照会書
- ・印鑑登録原票確認票
- ・印鑑登録抹消通知書
- ・印鑑登録証明書交付申請書

令和5年3月23日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

長 様	回 答 書	年 月 日
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		申請した印鑑
住 所 _____		
本人署名 _____		
生年月日 _____		

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状	年 月 日
代理人住所 _____	
代理人氏名 _____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。	
本人署名 _____	

印鑑登録原票確認票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名	
	旧氏	

	生年月日	
	住所	

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

印鑑登録原票確認票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名	
	通称	
	氏名のカタカナ表記	
	生年月日	
	住所	

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

年 月 日

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- 印鑑登録番号
- 登録者氏名
- 抹消年月日
- 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(宛先) 野田市長

年 月 日

印鑑登録証明書交付申請書

NO. _____

次のとおり印鑑登録証明書の交付を申請します。

印 鑑 登 録 者	登 録 番 号	
	住 所	
	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
通 数		通

※印鑑登録証（カード）を添えて申請してください。

申 請 者	<input type="checkbox"/> 本人 電話番号 ()	
	(本人の場合は、住所・氏名・生年月日の記入は不要です。)	
	代 理 人	<input type="checkbox"/> 登録者と同じ
		住 所 電話番号 ()
		ふ り が な
氏 名		
生年月日	年 月 日	

注 印鑑登録証の提示がないときは、印鑑登録証明書の交付をすることはできません。